

事例収集調査 報告例

(知財情報の俯瞰へ活用可能な調査事例)

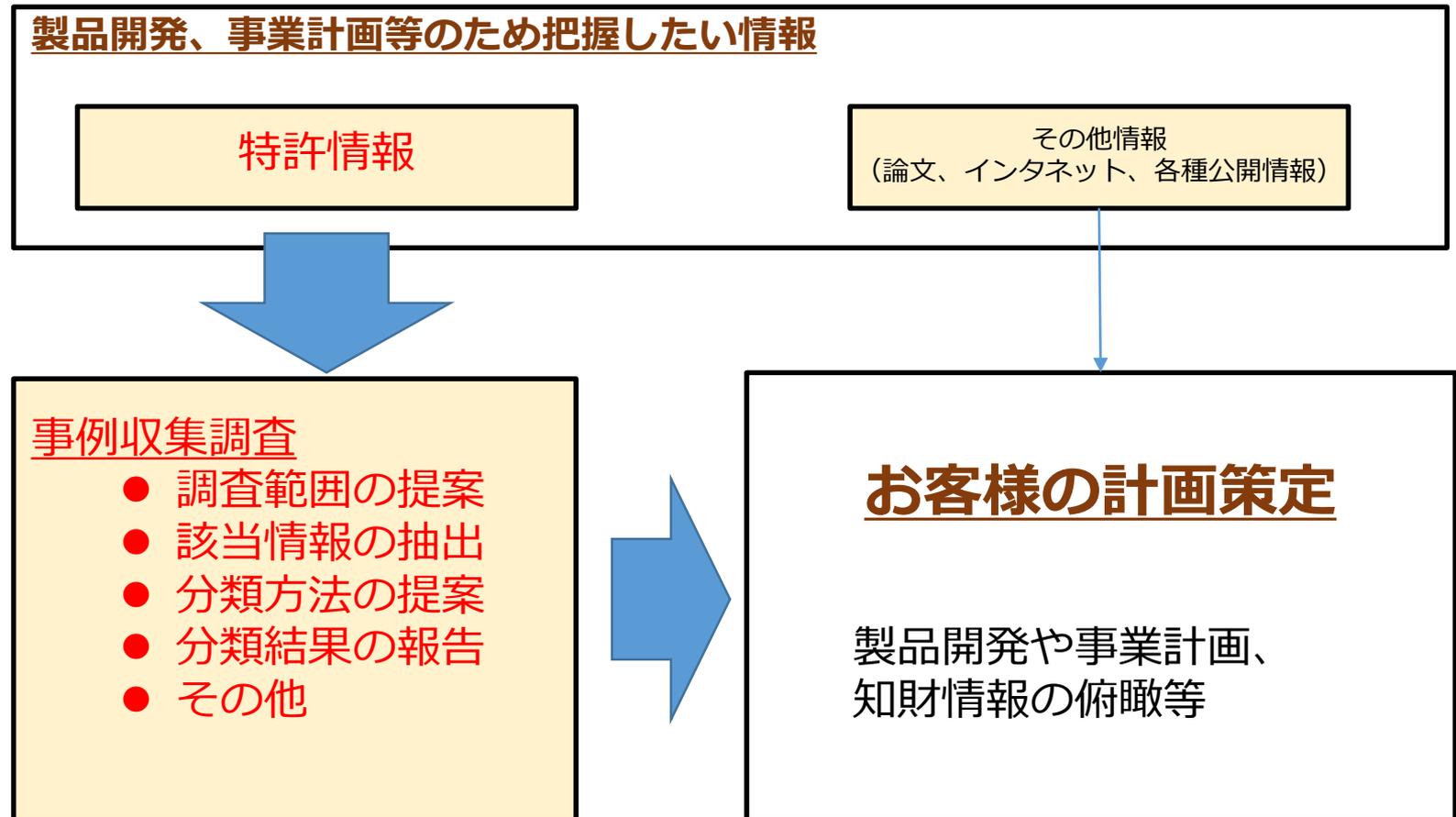
事例：生成AIに関する技術調査

JPDS 日本パテントデータサービス (株)
調査部

2025年8月

1. 事例収集調査の位置づけ

お客様の新製品開発、事業計画、知財情報の俯瞰等で特許面から分析のための情報を調査してご提供するものです。



2. 弊社が実施する事例収集調査

お客様が必要とする特許情報の範囲、抽出したい内容、分類などの情報をいただき、ご予算と必要時期にあった調査内容をご提示いたします。内容に多少曖昧な点があっても、お打ち合わせや調査の中で整理して結果をご提示します。

お客様の提示情報

調査範囲

対象国、年代、生存中のもの等

調査したい技術内容

調査したい技術の範囲

(調査観点としてまとまっているのが、ベストですが、曖昧さがあっても打ち合わせで決めさせていただくことも可能です)

分類方針

抽出公報をどう分類するか

(詳細に決まっていることがベストですが、大きな方針や観点のご提示でも結構です。)



弊社の提案

調査観点と調査範囲の提示

- お客様からご説明を受けた調査内容を調査観点という形にまとめてご提示します。
- 合意した調査観点に沿った調査観点に沿って検索式を作成し、調査量を確定させます。
- ご予算や期間の関係で調査量を絞る必要がある場合は、その絞り込み案も提示します。

分類案の提示

- お客様がご提示された分類方針に乗っ取った具体的分類案を提示します。
- 具体的内容を公報を見てこちらで確定させるようなことも対応します。

3. 生成AIに関する事例調査 ～実際の調査の実施例～

3.1 背景

生成AIの状況

- chatGPT, Copilot, Gemini等生成AIの活用が着目されている。
- 生成AIは、質問の回答だけでなく、文書、画像、プログラムなども作成できるのでこれまで専門家が時間をかけて実施してきた業務を自動化して、専門家を不要とする可能性がある。
- 生成AIをツールとして活用するだけでなく、業務システムの一部あるいは中核部を置き換えて、組み込んでシステムに活用する動きが出てきている。

知りたいこと

1. どのような事業分野で生成AIを活用することが可能なのか
 2. 業務システムの中で生成AIに一体、何をさせようとしているのか
 3. それが自分たちの事業分野にどんな影響を与えるのか、どんなことを権利化する必要があるのか。
- ⇒ 1, 2について、「生成AIの事例収集調査」として実施する

3.2 調査観点について（その1）

「生成AI」とは何かを作り出す人工知能（AI）のことで広い意味を持つ。しかし、今回、調査したい「生成AI」は、chatGPT,Copilot,Geminiなどのようにすでに知識を持っていてその知識を利用して、人間の問いかけに対して、答えを生成してくれるAIである。以上の点から、今回の調査観点を以下とした。

- ① テキストベースの入力に対して
- ② 生成AIが情報（文書、画像、プログラム、音声）などを生成するもの

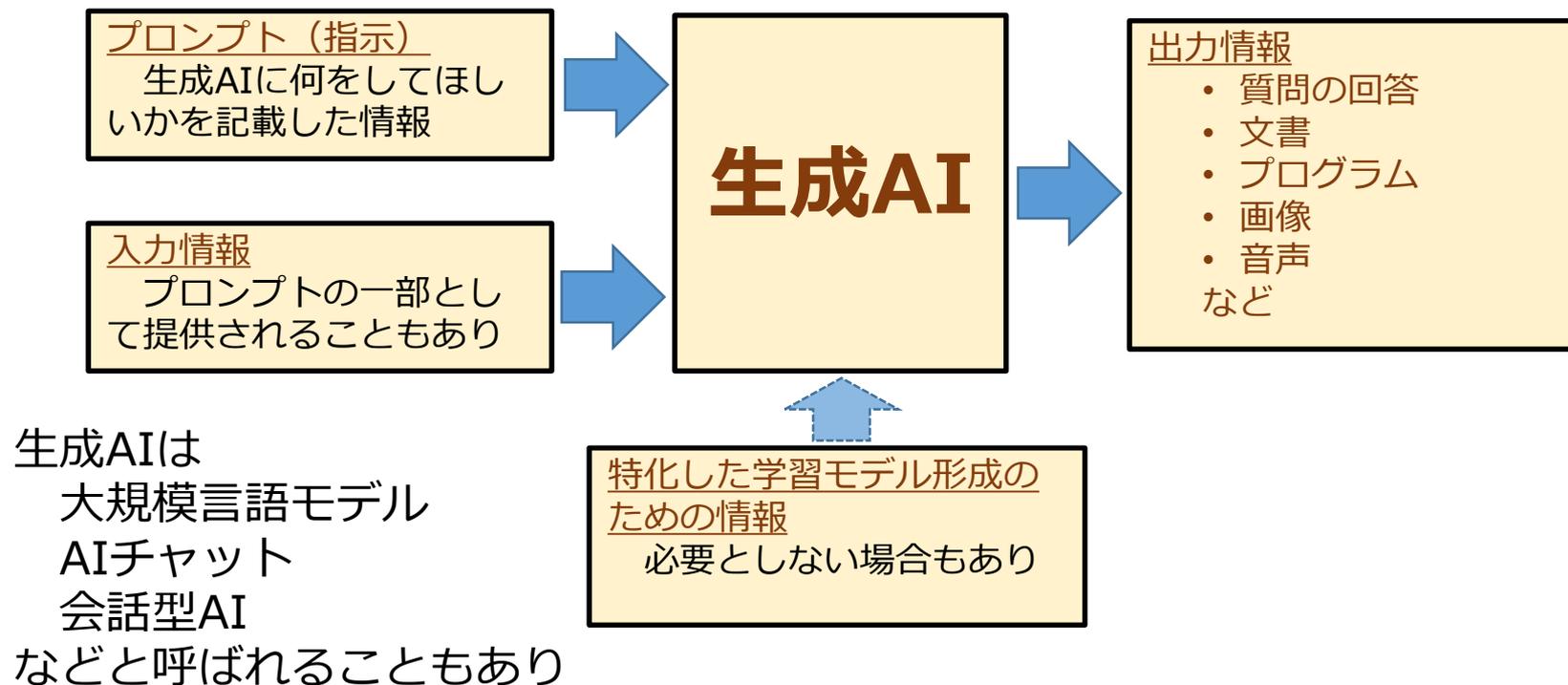
（情報抽出面での抽出対象の扱い）

- ①②の情報に請求項に記載されているものを対象とする
- 一般的な機械学習、AIを請求項に記載しており、一例として、生成AIが適用可能としているものは抽出対象外とする。
- 上記判断の用語の使い方ではなく、意味で判断する。（機械学習や単にAIとして記載されていても、特定内容が生成AIなら対象とする）

理由) 今回の調査は生成AIが業務に適用されると何が起こるかを把握することであるため、権利化の範囲に書かれていることが重要であると考えたため。

3.2 調査観点について（その2）

生成AIを活用するにあたり、「プロンプト」という情報を与え、目的の情報を得る形が着目されているため、下記のようなモデルのものを対象の生成AIと考えることとした。



3.3 調査範囲について

調査範囲を「日本の生きている特許公報・実用新案」とした。

(理由)

1. 全公報を対象とすると調査対象が3000件弱となり多すぎる
2. 「生きている公報」に絞り込んでも、100件強の減少
 - ・ 「生成AI」が新しい技術
 - ・ 「早期審査」で公開公報公開前に登録公報として公開されるものが多い
3. 2025年4-5月に公開された公報のうち、1600件余りが1社（ソフトバンクグループ）のもので、「生きている特許・実用新案全体」を調査対象にすると、1社の出願状況の影響で全体の状況が見えにくくなる。
4. 「生きている特許公報・実用新案」を調査する意味としては、どんな出願が権利化されているのか知る上で意味のある調査となると考えた。

3.4 検索式

全件をもれなく抽出するのではなく、主な出願を逃さず抽出する方針として以下の方針で検索式を作成。

1. 以下の用語（類語も含む）が記載されている公報全体
「大規模言語モデル」「AIチャットボット」「会話型AI」
（生成AIの入力がテキストであることを示す用語）
2. 人工知能を特定した範囲
「プロンプト」で特定される範囲
3. 「生成AI」で特定される範囲
以下の用語（類語を含む）、特許分類で特定される範囲全体を調査範囲とする。
 - 会話
 - 音楽・アート
 - 画像生成
 - 文書作成

3.5 分類について

以下の3つの観点とする

1. 用語の抽出
 - 「プロンプト」「生成AI」といった用語が実際に公報でどう表現されているかを抽出する。
 - 目的は今後の侵害回避調査などを実施するときに活用するため
2. 「生成AIで何をするか」
 - 詳細の分類は公報を確認して実施
 - 「生成AI」の生産物（質問の回答、文書、画像、プログラムなど）がわかるようにする。
 - 「プロンプトエンジニアリング」に関する技術も注目されており、これもわかるようにする。
3. 「適用される技術分野」
 - 詳細の分類は公報を確認して実施
 - G06Qなどの特許分類などでもある程度推測できるが、目視確認により、生成AIの活用が多いビジネス分野や他の観点（共通技術）などがわかる分類をしていく。数の少ないものはその他として分類することも可とする。

3.6 調査結果

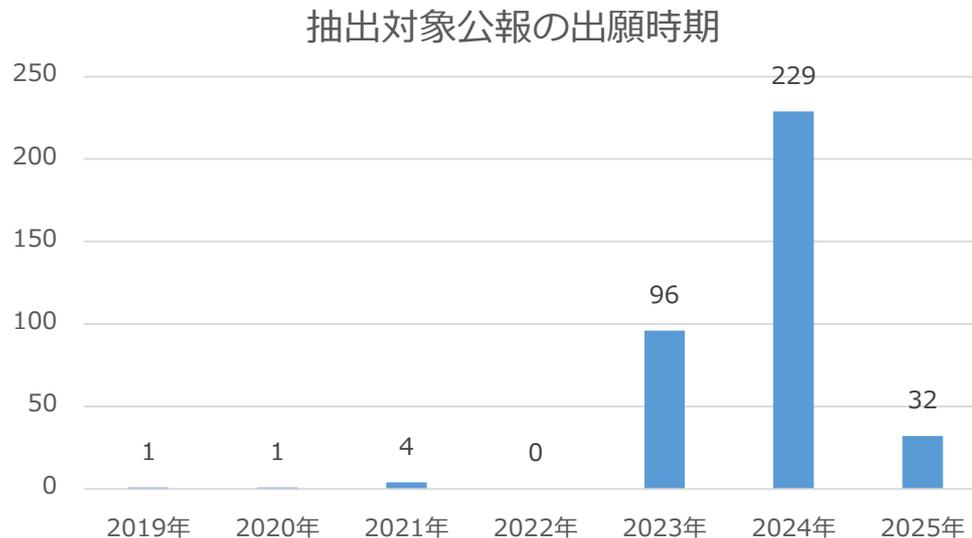
3.6.1 調査結果全体数

調査範囲の公報

1. 調査範囲の公報（全公報）	2831件
• 登録公報	580件
• 公開公報	2251件
2. 調査範囲の公報（生きている公報）	2720件
• 登録公報	543件
• 公開公報	2177件
3. 調査対象公報（生きている特許公報）	543件
• 特許公報	
4. 抽出した特許公報	363件

3.6.1 抽出対象公報の出願時期

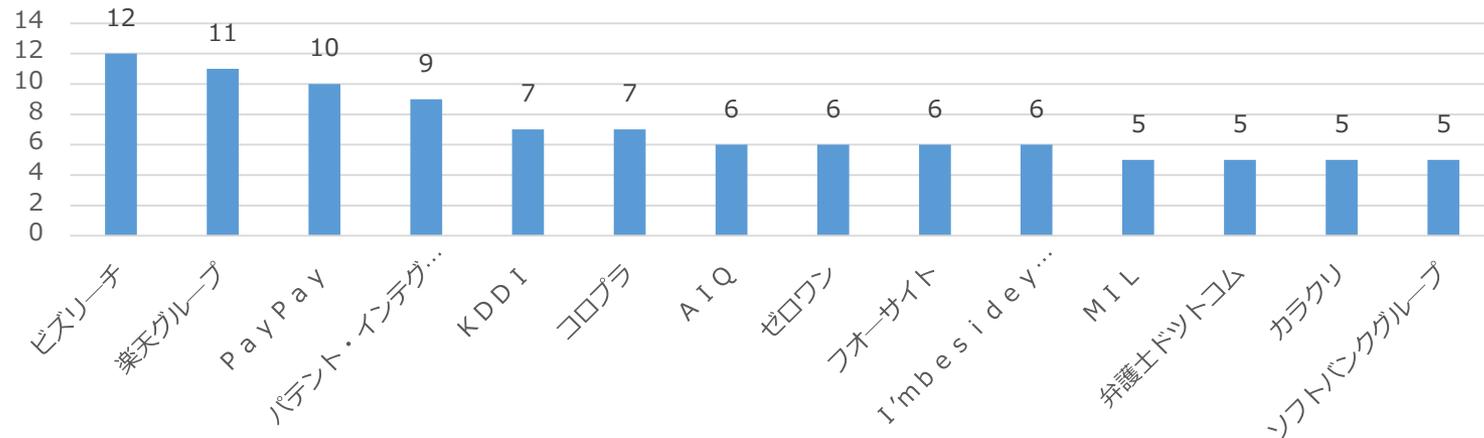
- 2019年以前の出願はなく、登録公報のほとんどは2023年以降
- 公開公報の公開を待たず、早期に審査請求をしているものばかりであり、今後、公開後の審査により、権利化されるもの含めるともっと多くの出願が権利化されていくと思われる。



3.6.2 出願人の状況

- ほとんどの出願が自社提供サービスに「生成AI」を活用するもので同じテーマに対して複数の出願をしているもの。
- ソフトバンク、KDDIの出願はあるが、大手ITベンダの出願は殆ど見当たらない。(通常の審査のため、公開されていない可能性はある)
- ソフトバンクについては、2025年4-5月の1000件以上の公報が公開されており、今後、保有特許は著しく増加する可能性はある。

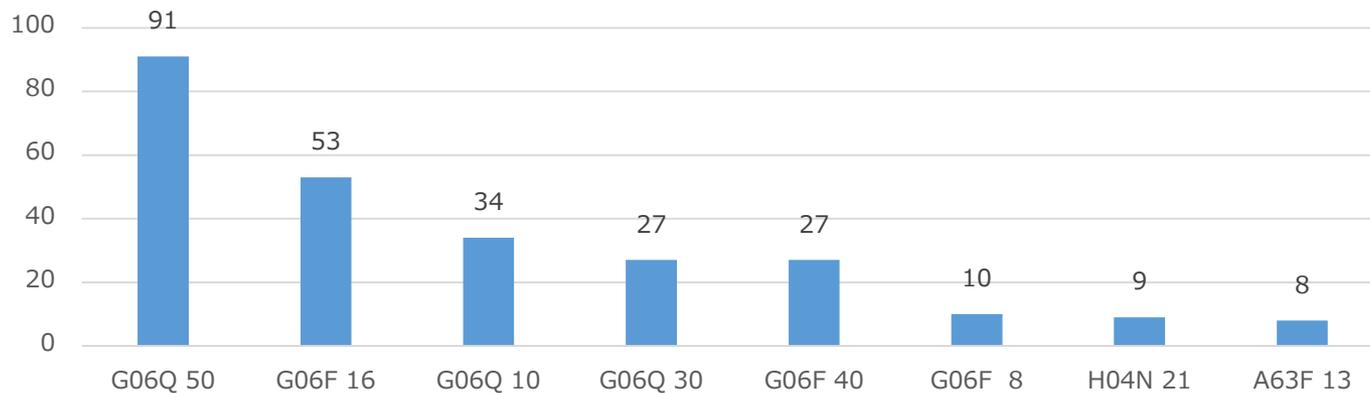
出願人別の状況



3.6.3 特許分類から見た状況

- ビジネス系の出願（G06Q）が圧倒的に多いが、特定の業種の業務（G06Q50）に関する出願が特に多い。
- 技術的には情報検索（G06F16）、自然言語データの取扱い（G06F40）が多いが、これは、今回対象とした生成AIが、言語情報を入力するものであり、質問に対して回答するのが、生成AIの基本的な機能であるためである。

特許分類（IPC）から見た状況



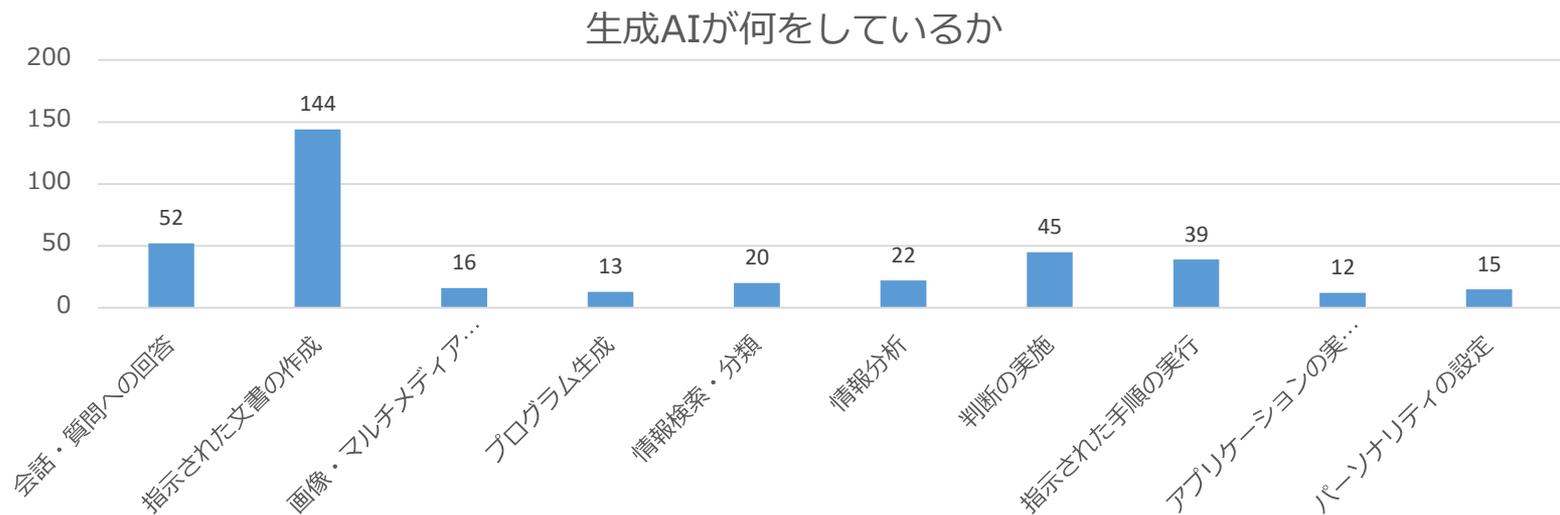
3.6.4 生成AI、プロンプトの用語について

プロンプトと生成AIに相当するものを公報で説明する際の用語について、抽出しました。必ずしも、「生成AI」「プロンプト」という呼び方をしていないことが判明しました。

NO	項目	説明
1	プロンプト	クエリ、コンテキスト指示、プロフィール、プロンプト、ペルソナ拡張情報、モデル入力情報、要求、リクエスト、作成ルール、作成依頼データ指令、依頼文、定型文
2	生成AI	AIチャットボット、AIモデル、テキストを入力する基盤モデル、トレーニングモデル、モデル、仮想チャットボット、会話型AI、拡散モデル、言語モデル、資料作成モデル、自然言語モデル、人工知能、生成AI、生成モデル、生成型AI、生成型人工知能モデル、生成系人工知能、生成系AI、生成人工知能、大規模言語モデル、大型言語モデル、大言語モデル

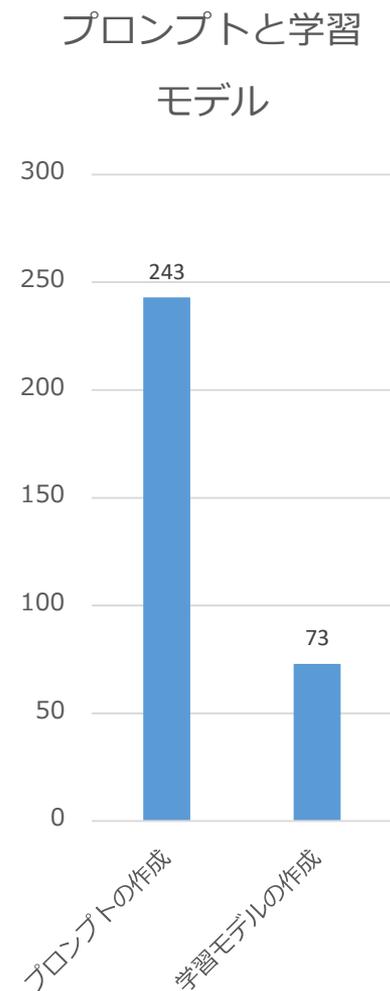
3.6.5生成AIが何をしているか（機能面）

- chatGPTなどの基本的機能である質問への回答や会話以外でも多く活用されている
- 「指示された文書の作成」は指定した形式や内容文書を作成させるものが主であるがこの形態での利用例が多い。
- また、単に何かを生成するのではなく、検索や分類、分析、判断、指定された手順の実行・他システムとの連携など、これまでプログラムを書かなければ実現できないと思われたことを生成AIが実施している。
- パーソナリティの設定は専門的な機能を実行するために用いられることも多い



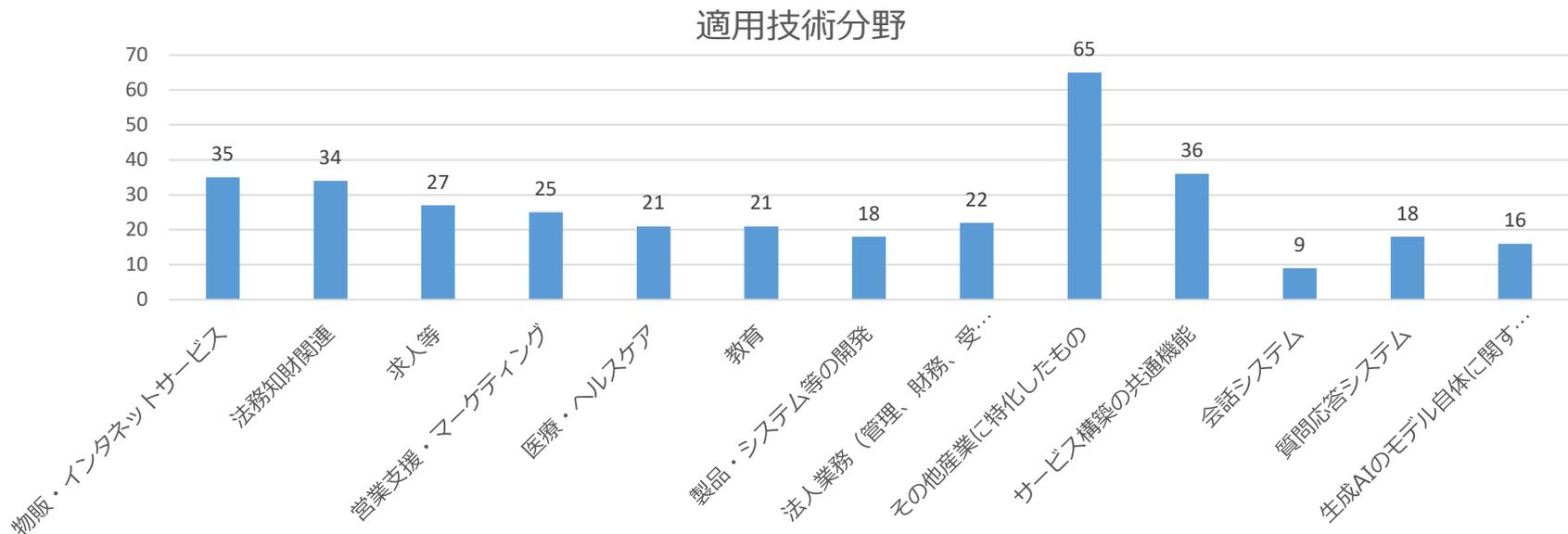
3.6.6生成AIが何をしているか（プロンプト・モデル）

- 抽出件数363件中、プロンプトやそれに類するものでどんな指示をするかと権利化をするものが243件占めている。
- 生成AIを活用する出願は生成AIに何を指示するかを規定しており、これが権利化されているものが多いことがわかる。
- 学習モデルを作成することを前提とした出願は73件であり、学習を前提としない出願も多い。
- 現段階では何等かの学習をしなければ、実用的でない分野の技術であっても、汎用的な生成AIが知識を獲得してきた段階で、生成AIを使用したシステムを構築した場合も他者の権利を侵害する恐れがあることを示していると思われる。



3.6.7 適用技術分野について

- 「法務知財関連」「求人等」という特異の業務での活用が目立つが、これらは限られた出願人が自分のすでに展開しているビジネスの1分野に集中的に出願しているものである。
- 限られた分野に複数の出願をするという傾向は他のビジネス分野でも共通で上記はたまたま出願人が多かっただけのように見える
- これは生成AIの活用に気が付いた企業が急いで出願しているように見え、上記分野に限らず、あらゆるビジネス分野で今後発生する現象と思われる



3.6.8 集計結果から分かったこと

1. 生成AIの活用に関する出願は、今後爆発的に増えると予想

今回は、権利化した特許に限った確認を実施したが、調査中でも、1週間程度、確認範囲の特許が増えてくる状況。

かなりの出願人が公開を待たず審査請求を開始しており、権利の行使に積極的であると思われる。

2. 出願の主体はITベンダーではなく、すでに展開するビジネスを持つ出願人。

皆が自社ビジネスでの活用を検討を始めた段階と思われ、この流れに遅れると、将来にビジネス展開に支障が出る可能性があると思われる。

3. 生成AIは「何かを作るもの」としてだけでなく、適切な指示により、業務を代行してくれる機能

生成AI自体を直接使うだけでなく、業務システムの一部に活用することを検討しその指示内容を早期に権利化しておくことが必要と思われる。

3.6.9 この分野で今後実施すべきアクション

1. ご提供される製品やサービスの分野での把握が必要

生成AIは単に質問に答えるだけのものではなく、これまで提供されている製品やサービスの機能を置換するものになる可能性を秘めています。早急にどんな点が適用可能なものか把握して、自社製品やサービスでの活用を検討すべきと思われます。

2. 製品やサービスの分野で想定される生成AIの使い道の早期権利化が必要

出願数が急激に増加し、早期審査を実施しているケースが多い状況です。すぐに自社製品やサービスに適用の予定がなくても、適用の可能性を検討し、出願しておかないと近い将来、開発の支障となる可能性もあります。

3. 製品やサービスに生成AIを使用する場合、侵害回避調査が重要

生成AIを適用する際には、他社権利の侵害について注意する必要があります。産業のあらゆる分野で関連特許の出願があると思われます。

4. 弊社事例収集調査での報告内容

「事例収集調査」をご依頼いただいた場合、お打ち合わせの中で3.1から3.5の内容を詰めさせていただき、以下の成果物をご提供します。3.6.2に挙げた内容については、ご要望に応じてまとめます。

① 調査結果報告書

調査内容全体を説明したもの。調査観点、使用した検索式や分類、「補足説明」1, 2で示すような分類内容の定義や調査結果の説明が含まれます。3.6.2以降の内容についてはご要望があった場合は添付することはあります。

② 抽出公報一覧

「補足説明」3で示すような各公報の書誌事項と分類結果とその根拠を示した一覧です。

③ 調査履歴

検索式の実行結果を示すエビデンスでPDF形式のものです。

④ 検索式

調査で使用した検索式です。

⑤ DNOファイル

調査時点の調査範囲と抽出結果の公報のDNOファイルです。

※公報のPDFについては、ご要望がある場合添付します。

5. 事例収集調査の利点

1. 分析対象の集合の精度が向上

実際に確認した内容となりますので、マクロ解析のようなごみが入ってしまうことはありません。今回の生成AIの調査でも出願人などの状況も含めてマクロ調査では、違う結論が出てしまうおそれがあります。

2. 見たい分析の観点で情報を整理可能

特許分類に基づく分析では、大きな傾向をつかむことはできますが、必ずしも、見たい観点の内容を示す特許分類があるとは限らず、特に新しい分野の分析の場合では、見たい観点に基づく分析は有効です。

3. 本当に必要な分野の公報を開発部隊などが確認でき、正しいビジネス上の判断が可能

必要に応じて分類結果に含まれる公報を誰もが確認できますので、新製品の開発や事業方針決定において、ヒントとなる情報を見つけられる可能性が高まります。

6. 事例収集調査の活用方法について

1. 事例収集調査の結果のカスタマイズ

4項に示した内容が事例調査のアウトプットですが、お客様の必要に応じて情報を追加することも可能です。また、最低限の抽出を弊社で実施して、お客様にお渡しするなど柔軟な対応をさせていただくことが可能です。

2. 抽出結果を「即答！パテントマップ」でビジュアル化

事例収集調査のアウトプットを利用すると報告等で活用しやすい帳票を得ることも可能であり、分析結果から新たな発見ができる可能性もあります。

3. 事例調査で気になった内容を深堀し、侵害回避調査などに活用する

事例収集調査として開発製品の全体的な位置づけを把握し、実際の開発の段階で他社の権利を侵害していないかなどの詳細な調査に役立たせることも可能です。また、事例収集調査の際、指定場所だけ侵害回避の位置づけで深堀した調査をさせていただくなど、ご要望の形での調査を実施させていただきます。

7. 調査費用を安くする上での考慮点

以下のことは、必須ではありませんが、意識いただくと費用の抑制が可能です

1. 調査件数が増えた際の絞り込みの優先度をつけておく

件数が増えれば、調査時間も費用も増えるので、絞り込む際の優先順位（年代、生きているもの、抽出範囲の絞り込み等）を明確にしておくことで、件数を抑えることが可能です。

2. 詳細な分類を予め決めておく

「公報の確認の中で決める」ことは可能ですが、予め分類の詳細やその分類基準を決めさせていただくと時間と費用を抑えることが可能です。

3. 抽出対象（分類対象）の抽出基準を明確にしておく

公報の抽出基準を明確にすることも対策の一つです。抽象的な基準であっても絶対に漏らしたくないものがどんなものかとかイメージできるとよいです。例えば、「装置のコストダウン」に関する技術を基準とする場合、公報に必ずしも、記載されているとは限らないので、公報の確認の中で「コストダウン」を実現するための機能を特定していき、特定した機能をもとに再度、公報を見る必要があるため、これをできるだけ防止できれば、費用削減につながります。

補足説明

1.生成AIに何をさせているか(分類の詳細説明)(その1)

NO	項目	説明
①	会話・質問への回答	生成AIが質問を受けてその回答をする。質問への回答や生成AIとの会話などが生成AIをそのまま使用したときのユーザインタフェースを含む。
②	指示された文書の作成	生成AIの入力から定型文書や指定された情報を作成するもの。情報の要約、翻訳やFAQの作成、ドキュメント生成、複数の情報を組み合わせた情報の作成等
③	画像・マルチメディアデータの生成	静止画、動画、音楽、音声、これらを組み合わせたマルチメディアのアウトプットを生成するもの。
④	プログラム生成	プログラムのソースコードなどを生成AIが生成するもの。
⑤	情報検索・分類	入力情報を指定した分類に分類したり、検索を実施して他の情報を生成したりするもの

1.生成AIに何をさせているか(分類の詳細説明)(その2)

NO	項目	説明
⑥	情報の分析	生成AIへの入力情報と指示に基づいて何等かの分析を実施するものを分類します。分析結果をもとに何等かのことを実施する場合は他の分類を付与します。
⑦	判断の実施	生成AIへの入力情報と指示に基づいて、結果を判断するものを分類します。評価結果を出力するものもこれに分類します。
⑧	指定された手順の実施	生成AIへの指示された手順の作業を実行するものを分類します。
⑨	アプリケーションの実行・連携	出力が他システムを呼び出すためのコマンドやクエリだったり、他のアプリケーションを呼び出すものであるときに分類します。
⑩	パーソナリティの設定	生成AIにパーソナリティを設定して、それに基づく出力を要求するものを分類します。出力の内容による分類が必要な場合は①から⑨の分類を付与します。

1.生成AIに何をさせているか(分類の詳細説明)(その3)

NO	項目	説明
⑪	プロンプトの作成	請求項にプロンプトまたはそれを意味するものを作成して、生成AIに入力することが、明記されているものに付与します。実施例上はプロンプト作成を実施していたり、請求項の記載から類推できるものは除きます。プロンプト自体の生成方法や改善方法に関するものも含まれます。プロンプトに関しての権利化をしていると判断できるものを対象としています。
⑫	学習モデルの作成	目的に沿った出力をするための学習をすることを必須と請求項に記載しているものを対象とします。実施例などで学習についての記載があっても、請求項上はその記載がないものを分類します。また、請求項上の事項を実施するのに何等かの特化した知識が必要と調査者が思えても、請求項にそのことが記載されていなければ、対象としません。

2.適用技術（分類の詳細説明）（その1）

NO	項目	説明
①	医療・ヘルスケア	医療またはヘルスケアの用途での使用について記載されているもの
②	教育	教育関連のもの。企業等における教育なども含む。
③	営業支援・マーケティング	CRM関連の用途、拡販や広告に関する用途
④	物販・インターネットサービス	インターネットを介する物販やサービス提供、そのための準備などに関連するビジネス分野に適用されるものを分類します。
⑤	求人等	求人、企業内外の人材活用などに関連するものを分類します。
⑥	法務知財関連	特許、商標などの情報検索、書類作成などの知財関連業務、弁護士業務などに関連する内容を分類します。
⑦	製品・システム等の開発	製品開発、ソフトウェアやシステムの開発・構築などの作業に関連するものを分類します。

2.適用技術（分類の詳細説明）（その2） 2

NO	項目	説明
⑧	法人業務（管理、財務、受発注を含む）	法人で実施される一般的な業務に関するものを分類します。
⑨	その他産業に特化したもの	①から⑧に分類できない技術分野で特定の産業に特化した技術分野固有で必要とされる技術に関するものを分類します。
⑩	サービス構築の共通機能	①から⑨に分類できず、これらのサービスを実施するうえで共通に必要なような技術について分類しています。⑫⑬については数が増えたため、別に分類しました。
⑪	生成AIのモデル自体に関する技術	プロンプトエンジニアリングやモデル形成など、生成AI自体の技術に分類できるものです。一般的なAIで共通の機能についてはできるだけ対象外としました。
⑫	会話システム	生成AIを活用した会話を実現するものを分類しています。①から⑨に分類できるものは含みません。
⑬	質問応答システム	対象とする生成AIの基本であるユーザの質問に対して回答することをテーマにしたものを分類しています。①から⑨に分類できるものは含みません。

JPDS

www.jpds.co.jp

知的財産戦略の総合サポート

JPDS 日本パテントデータサービス株式会社

本 社	〒105-0003 東京都港区西新橋 2-8-6 住友不動産日比谷ビル	TEL: 03(3580)8021
名古屋	〒460-0008 名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビル	TEL: 052(219)4561
大 阪	〒550-0004 大阪市西区靱本町 1-7-18 ビーイングビル	TEL: 06(6448)7401
九 州	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 2-17-1 博多プレステージ本館	TEL: 092(687)7687